

2020年9月7日

三田市長 森 哲男 様

三田市子ども・未来部 幼児教育振興課 御中

三田市立高平幼稚園 PTA
代表者（会長） 牲川 慶

『三田市立幼稚園再編計画（案）』に対する要望

拝啓 新秋の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より三田市立幼稚園の運営へのご尽力を賜りまことにありがとうございます。

さて、『三田市立幼稚園再編計画（案）』について、高平幼稚園 PTA には、高平幼稚園近隣地区の園児保護者、およびその経験者・予定者を含め、多くの住民のみなさまより意見が寄せられました*ので、当 PTA にてそれら意見をとりまとめ、下記のとおり要望いたします。

本計画による幼稚園の統廃合は、地域全体にわたる住民の諸権利に関する重要な市政問題ですので、本来、当 PTA は代表して意見を述べる立場にはありませんが、現在の幼稚園の状況をもっともよく知ることから、もっとも具体的に案について検討することができる立場としてとりまとめたものです。

今後、『三田市まちづくり条例』第 16 条に基づき市民が参加して、正式な再編計画案が企画立案されますが、その際は、これら要望も十分に考慮し、三田市で育つ子どもたちにとってより良い教育・保育環境を実現すべく、官・民がそろって議論を尽くせるようご尽力賜りたくお願い申し上げます。

落ち着いた毎日が続きますが、くれぐれもご自愛くださいませ。益々のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

* これらの活動は、公式ブログ <https://takahirayochienpta.tumblr.com> および twitter (@takahirayochien) にてご報告しております。

記

『三田市立幼稚園再編計画（案）』に対する要望

『三田市立幼稚園再編計画（案）』（以下、本案）について、以下のとおり要望します。

- ・市民の声をよく聞き、官民がともに協力しあってより豊かな未来を実現する姿勢を示してください。

：お仕着せの施設を用意するだけではなく、これまで各園が培った地域文化や知見を継承・発展させ、未来へとつないでいかねばなりません。

- ・「一定の集団規模の維持」のための取り組みをまず行い、その効果を検証してから、統廃合計画の実施を検討してください。

：園の統廃合には莫大な支出と犠牲を伴います。諸策講じてなお統廃合止む無き場合にしか、実施してはなりません。

- ・客観的な資料を基に、詳細にわたるまで綿密に計画してください。

：就学前教育は微細な取り組みのひとつひとつが集まって全体として機能します。細部まで、今後の検討課題ではなく計画内に、具体的データに基づいて設計せねばなりません。

これら要望について、本案に関する具体的な問題点を、以下「本案策定過程」および「本案内容」の観点から、それぞれ示しますので、『三田市まちづくり条例』第16条に基づいて市民が参加して、正式な再編計画案を企画立案する際にはこれらを解決するよう強く要望します。

1. 本案策定過程に関すること

(1) 「一定の集団規模の維持」のための取り組みが検討・実施されていません

再編理由の第一として、望ましい集団規模の確保が挙げられていますが、園児数確保に向けた取り組みを、市も高平幼稚園（以下、当園）も当園 PTA もこれまで行なってきいていません。

利用者から高い満足が報告されているだけの魅力を備えた当園であれば、その広報（例．全国例の少ない公立の自然体験型幼稚園としてのアピール）や、ニュータウン地域および他自治体からの通園機会の積極的提供等，市・住民ともに協力した対策の可能性が十分残されています。それらの可能性をいっさい検討することなく，本案のような園舎の増改築や長距離通園バスの導入といった莫大な支出を要する計画を実施することは，この厳しい財政状況の中であってとうてい許されません。まず「一定の集団規模の維持」のために官民がそろって取り組み，それでもなお規模を維持できなかった場合にはじめて統廃合を実施するよう，要望します。

補足：なお，集団規模の維持が困難な最大の要因は，地域の人口減にあります。人口増にむけた取組み，特に都市計画法の運用をめぐる再検討について，再三の指摘にも関わらず未だ結果がありません。UJI ターン希望者が増えているなか，この幼稚園再編計画が，地域の人口増に結びつくよう，さらには三田市全体のイメージアップにつながるよう，市政・条例法規全体の中で有効に機能すべく位置づけられることを要望します。

(2) 当園閉園に関わる権利者の意向が聴取・調整・反映されていません。

三田市公立幼稚園では，近隣地域との強く深い連携によって豊かな教育実践を実現されてきました。当園も同様で，結果，当園に直接・間接に関係する個人・団体が広く多く存在しています。しかし，本案による閉園に伴って被る不利益や諸権利の喪失について，当事者らに説明も調整も行われていません。

とくに，都市計画上の公共施設の分布状況は，その地区全体にわたる土地価格をはじめとした資産価値のみならず，転入希望者にとっての判断材料となるなど，地域全体の活力全般にわたって極めて大きな影響をもたらします。

こうした市の重要な計画について，本市自治の原則である『三田市まちづくり基本条例』では，企画立案段階からの市民参加を市長等の責務としています（第 16 条およびその手続きを定めた『三田市市政への市民参加条例』）。市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがある当園閉園の企画立案にあたって，市長等が市民意見を聴く手続を実施しなかったことは，本市自治の根幹をゆるがす重大な条例違反であると言わざるを得ません（ので，企画立案以前の段階にあると理解しています）。

地域住民および園関係者に対し，再編によって生じる諸事態について丁寧な説明・調整をするよう要望します。

(3) 市民の意見が反映されていません。

本案をもとに市民の意見をどう活かして再編を実施していこうとしているのか、市政と市民との間の対話プロセスが展望できません。

例えば、当園での懇話会の開催にあたって市側からは、意見は何うが計画には反映しないとの説明があるなど、市民とともに未来を作ろうという姿勢を感じる事ができなかったことは大変残念でした。

かつて平成元年に「1小学校区1園制」の方針により羽束保育所・大舟保育所・小柿幼稚園が当園に統合された際、そして以後32年にわたって、保護者や地域住民は、三田の子どもたちのより幸せな未来が訪れるよう、さまざまな交渉をし関係を作り工夫を重ねてきた伝統と知見を持っています。

本案には複数の重要な箇所について、今後「工夫」し「検討」するとされています。その都度の「工夫」「検討」ではなく、この大きな環境の変化に対応しようとする今こそ、行政・地域住民がこれまでに得た経験知見を精一杯出し合って、細部を積み重ねていくことで、再編計画を企画立案し、確定させていきましょう。

これまで先人がはぐくんだ文化・記憶をないがしろにして、ただ用意された再編園がそこにある、という結果とするのではなく、市・市民双方が意見を尽くして、誰もが「わたしたちの幼稚園／子ども園」だと実感できるかたちで再編計画を策定・実施するよう、要望します。

(4) 市民が本案を検討するための具体的根拠が示されていません。

先述のとおり、本案のような市の重要な計画等の企画立案には『三田市まちづくり基本条例』に従って、市民が参加せねばなりません。その際、市は案と関連する資料を公表しなければなりません。子どもの人数についての資料にとどまり、市民が本案を検討するのに十分な資料が公表されていません。

特に、一定の集団規模を維持するために本案の統廃合計画が最善か否かを市民が判断できるだけの十分な具体的資料を提示してください。たとえば、『三田市公共施設等総合管理計画』における試算結果・方法をもとにした本園を閉園とせず子ども園に移行した場合の運営コストの推移予想や同規模が予想される松ヶ丘幼稚園の運営コストの推移予想、新子ども園2園の増改築に関わる費用、バス1本あたりに生じる運行費用、など、市財政運営面からも本案が最善であるかを市民が検討できるだけの具体的資料を提示し

説明するよう要望します。

2. 本案内容に関すること

(1) 多様な保育ニーズに対応することができません。

a. 3歳未満からの教育・保育事業の検討

3歳児保育の実施が計画されていますが、『三田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査』(R1)によると、当園の位置する市立幼稚園地域では、就学前保護者のうち47%が3歳未満からの教育・保育事業の利用を望んでいます。大規模な再編計画であるにもかかわらず、約半数の意見を採用しない積極的根拠がわかりません(当園での説明会では、3歳未満の保育経験が市に乏しいことからの混乱を防ぐためとの説明でしたが、ならば時限を設けて3歳未満保育を積極的に導入する計画としてください)。3歳児未満の保育の積極的検討を要望します。

b. 小規模クラスの併存の検討

『三田市の教育に関するアンケート調査』(H28)によると、幼稚園の規模について、24%の保護者がきめ細かな指導がしやすいことを主な理由として小規模クラスを希望しています。多様な保育ニーズに対応するためには、現在の当園のような自然と地域住民の中で少人数が育つ園があり、また統合園のような多人数で切磋琢磨できる園があるといった、選択肢が提供されねばなりません(子どものみならず、保護者もまた保護者関係の濃淡の求め方に幅広いニーズがあります)。小規模園を全廃するのではなく、一定の規模の維持につとめつつ、自然環境豊かな小規模な当園が保育ニーズに対応して存続することを要望します。

c. 預かり保育の方針の検討

預かり保育について、子ども園での方針が示されていません。『三田市立幼稚園のあり方に関する基本方針(案)に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について』(R1)によると、幼稚園での預かり保育については「子育て支援型」とするとあります。説明では、夏休みなどの長期休暇期間中の預かり保育も実施するとのことでしたので、より広く保護者のニーズに応えられる「就労支援型」の預かり保育であることを明記するよう要望します。

(2) 再編対象地区住民に、再編のメリットを享受できる保証がありません。

入園募集にあたっては、園区内の1号認定の子どもを優先し、初年度については園区外からの入園募集を一定制限するとあります。次年度以降、定員を超える入園希望があった場合、園区内の希望者はどう扱われるのでしょうか。2号認定については、これまで通り『三田市保育所等の利用調整に関する基準』の指数表のみに従って優先順位が決定するのでしょうか。待機児童問題が解決できていない現状、市立こども園への市民の期待は大きいことから、園区外からの入園希望が増えることは予想されます。

前述 1. (2) のとおり、この再編計画は園区内地域にとって相当の損失を被るものですので、再編後の子ども園を園区内地域住民が、必ず利用でき、再編によるメリットを必ず享受できるよう、制度として明文化することを要望します。

(3) こども園として実際の教育体制の具体が述べられていません。

再編後の施設・制度・運営について、おおまかな方針だけではなく、具体的なあり方の詳細が述べられておらず、本案について十分に検討することができません。保育施設の選定にあたっては、具体的かつ細かな事象の積み重ねが極めて重視されますので、特に以下について、今後の検討課題としてではなく、再編計画内に明確に示されることを要望します。

a. 通園バスについて

- ・ 通園バスを運行するが、利用対象者は1号認定の子どものみで2号認定は含まれていません。例えば、1号認定の子どもと同時間に同箇所から通園する2号認定の園児が複数存在する場合であっても、一律この方針でしか運用はできないのでしょうか。効率的なバスの利用方法となるよう再検討を要望します。
- ・ 預かり保育の際にバスが利用できません。曜日と地区を限定するなどして、バスの有効な利用方法となるよう再検討を要望します。
- ・ 当園を含む統合対象4園の園区を、3才児が負担なく乗車できる時間内で通園させるには、相当の本数のバスが必要となります。実際に検討されているバスの運行プランとそれにかかる支出の試算結果を提示し、それら計画に伴うコストが定員規模に見合ったものであることを説明するよう要望します。また、バスのルートおよび乗降可能地点について、安全が確保でき実際の利用の便になることがわかるよう、あらかじめ

め明示し整備することを要望します。

- ・ 当園での説明会では、バスの具体的な運航方法はその時々によってしかわからないとの説明でした。しかし、例えば利用希望者が母子地区に 1 人と波豆川地区に 1 人だけであった場合、通園にかかる時間の制約上、2 台のバスが必要になることがわかるように、ニーズ調査と事例研究からおおよその姿を予想可能です。事前調査を徹底して、具体的なかたちを示すことを要望します。

b. 保育時間について

保育時間は、1 号認定の子どもが「朝から昼過ぎ」、2 号認定が「朝から夕方までとありますが、朝とは何時なのか、夕方とは何時なのか、それぞれ明記するよう要望します。また、この「朝」は 1 号認定と 2 号認定とで同じ意味でしょうか（つまり、2 号認定であっても、1 号認定と同じ時刻からしか通園できないのでしょうか）。特に保護者の就労の可否にとって、この具体的な時刻がたいへん重要ですので、慎重な検討の上、明記するよう要望します。

c. 保幼小の交流・連携について

これまで三田市公立幼稚園では、『さんだっ子かがやきカリキュラム』（H26、28）に従って、保幼小間でその地理的近接を最大限に活用した交流・連携・接続に効果を上げてきました。再編によって複数の小学校区から園児が集うことになりますが、再編後は、『さんだっ子かがやきカリキュラム』が定める「各小学校区での連携会議の推進」や「幼児と児童の交流・教師間の交流」は、同じ園に在籍しながら、在籍園児の各校区ごとの活動となるのでしょうか。それとも、たとえば「がっこうたんけん」を、自分の通う小学校ではなくとも特定の小学校で一斉に実施するのでしょうか。

公教育プログラムとして大きな成果を上げている三田市の保幼小交流・連携事業の存続方法について、具体的に示すことを要望します。

d. 安全の確保について

『三田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書』（R1）によると、保護者は、平日の教育・保育事業を選ぶ際に、6 割を超えて「安全・衛生面での安心」を重視します。他方、志手原認定子ども園（仮称）直近の有馬富士公園口交差点は、2015 年までの 10 年で市内 14 位の事故件数を数える危険箇所となっています。毎日、通園バス

だけでなく送迎による多数の自家用車が入り出りますが、これら交通の安全を確保する対策について具体的計画が示されていません。なお当該道路の整備は2004年に県が申請して以来、2017年度より道路改築事業「主要地方道三田後川上線〔志手原I〕」として実施されていますが、工程は遅れ完了の目途が立たない状況にあり、現状では安全確保の実現は極めて困難であると思われます。また高平地区との交通路ともなる同県道については、県道後川上線道路整備促進期成同盟会を中心とした度々の安全確保の要望にも関わらず、阪神北県民局によると狭隘区間のうち下槻瀬工区の700mのみ拡幅工事が予定されるにとどまっており、地図混乱等問題が多く、安全な通園路の確保には相当の困難が予想されます。安全の確保に向けた具体案を明記するよう要望します。

(4) 大きく環境が変化するにもかかわらず、教育理念や方法について具体的提言がありません。

より充実した教育を実現するには、集団規模・環境・個性に応じた教育の在り方を常に探求せねばならないことは論を待ちません。この再編によっては、集団規模だけでなく、地理的位置や地域との関係性、幼稚園から子ども園へ（1～2号児の混合）、連続していた小学校との離別、など、大きな変化があるにもかかわらず、具体的な対応やその指針となる考え方について、新たな提言がありません（同時に、それらを実行可能とする職員の研修方針についても言及がありません）。

特に、当園では、小学校、老人施設、農業団体はじめ地域諸団体との交流を通じた、相互の受益関係に基づいた教育が実現していますが、これらをいかに保持するのか、あるいはこれらに代わる方策をめざすのか、方針が不明なままでは、統合にむけた検討ができません。

また、箇所の選定理由についても、交通路の結節点にあることが挙げられていますが、そうした保育者中心の通園事情だけではなく、子どもにとって、教育にとって、どのような地理的特性がある環境であるのか、丁寧な調査と説明を実施してください。

新しい環境下で、なぜ、そして、どのような教育・保育を実現しようとしているのか、丁寧な議論を重ねて再編計画の骨子とするよう要望します。

(5) 「一定の集団規模の維持」の合理性について説明がありません。

「一定の集団規模」が園に必要であることには保護者心理として同意いたします。ただし、その定数については、園・学校規模に関する戦後以来の国・自治体等での議論から

もわかるとおり、明確な根拠が求められる性質のものではありません。

実際、当園は開園以来、10数人～80数人まで、さまざまな規模で運営されてきましたが、いずれの規模でも当事者ならびにその保護者は、振り返っておしなべて満足しているという証言を得ています。

つまり、望ましい集団規模はもっぱら状況に応じて定まるものです。したがって、園の定数は、状況に即して柔軟に運営可能な制度（さらには建築）となることを要望します。また、状況に即した定数決定にあたっては、その状況にあつていずれの規模とした場合にどれだけのコスト削減効果が期待できるのか、具体的な試算方法を明確にしたうえでその都度結果内容を公表して、常に合理性が保たれるよう要望します。

(6) 「一定の集団規模の維持」のための取組みが行われません。

当園以上に園児数の減少が著しく、一定の集団規模の維持が実現できていない松ヶ丘幼稚園が、本案では幼稚園として存続しています。未就学児の人口が将来的に横ばい傾向であるとの予想にもとづく存続判断ですが、未就学児人口が横ばいであっても将来一定の集団規模が維持できるとするこの判断に客観的な合理性が見出せません（人口が横ばいであれば集団規模も横ばいで、一定の集団規模は維持できない、とのみ考えられる）。ただし、前述 1. (1) のように、「一定の集団規模の維持」のための取組みを実施することによって、集団規模が維持できる可能性は十分考えられます。この可能性に基づいて松ヶ丘幼稚園を存続させるのであれば、当園も同様に、「一定の集団規模の維持」のための取組みを実施することによって存続すべきとの結論となります（同じ条件下にある異なる地域間で、政策内容が異なることは、公教育政策としてありうべからざる状態です）。

いずれにしても、松ヶ丘幼稚園が一定の集団規模を維持できるだけの取組みについて、一切言及がありませんので、当園の存続可能性に向けた活動を含め、「一定の集団規模の維持」のための取組みについて明記することを要望します。

(7) 再編後の跡地利用や、30年以上にわたって培った文化の継承について具体的提言がありません。

閉園となった跡地は、「地域の課題解決、活性化の場」として活用することが挙げられていますが、すでに当園区には同目的の「高平ふるさと交流センター」が存在します。また「民間活力の導入」による活用が挙げられていますが、著しい人口減少、小学校と

の隣接，といった厳しい制限下にあつて民間活力を導入しようとするなら，斬新かつ具体的な導入プランや，せめてその指針なりが示されていなければ，非現実的な計画と言わざるをえません。

当園での説明会では地域の意向を大切にすると説明でしたが，地域住民のみならず三田市民全員の共有資産である園舎および園敷地の扱いについては，市民が納得できる具体的な根拠が必要です。もし園舎・園庭を残す計画であれば，耐震状況ならびに維持コストや常駐員といった人件費等の諸支出，あるいは解体する計画であれば，解体・増改築費用や売却益等，これらそれぞれ試算内容を公開し，公有財産の適正な管理であることが確認できるよう要望します。

当園を含め，閉園計画対象となっている各園は，地域との強い関係を構築するなかで運営されてきました。これらの伝統をこれからも重視し，たとえ止む無く閉園となつても各園跡を利用したこども園の教育プログラムを案出して明記するなどして，地域と園および保護者の関係維持につとめ，地域文化の途絶えることが無い，これまでと未来とを豊かにつなぎつむぐ計画とすることを要望します。

以上